

# 文化財保存 活用地域計画ニュースレター

Vol.6

2024.9

発行 富田林市教育委員会生涯学習部 文化財課

## ●パブリックコメントを実施しました

4月5日から5月7日までの間、パブリックコメントを実施し、5名から22件のコメント(ご意見)を頂戴しました。そのうち、最も多くいただいたご意見は、文化財の収蔵・展示施設に関するコメントで6件ありましたが、施設の必要性については、計画案で言及しています。

またご意見を受けて計画書素案の文言を2か所修正しました。

[修正部分]

○第1章中、天誅組河内勢の説明で、挙兵後の顛末について加筆

○第2章中、無形の民俗文化財の項目で、だんじりの説明のうち曲技的な動作の表現について削除

## ●令和6年度第1回文化財保護審議会・第1回策定協議会を開催しました

令和6年7月1日(金)に、市役所分庁舎(すばるホール4階)会議室において、令和6年度第1回富田林市文化財保護審議会を開催しました。この会議では、前回の審議会でいただいたご意見を反映した、計画書素案の修正内容について説明しました。

また、令和6年7月26日(金)には、すばるホール3階(市役所分庁舎)会議室において、令和6年度第1回富田林市文化財保存活用地域計画策定協議会を開催しました。会議では計画書の最終素案について事務局から説明を行い、質疑ののち、委員会としての了承をいただきました。

この最終案をもって、文化庁へ申請を行います。

なお、文化庁への申請の際には、審議会において意見聴取した旨と、協議会において計画書案の了承を得た旨のわかる議事録を、資料として添付することとされています。

## ●今後の予定

8月までに市でまとめた計画書案は、今年9月26日までに文化庁へ提出することが求められています。

例年の流れでは、その後、11月上旬までに、文化庁との事前協議が行われ、文化庁から関係省庁に意見照会が行われます。その結果、若干の修正を要請される場合があります。なお、事前協議以後に、市の都合による計画案の修正はできないこととされています。

11月下旬には、大阪府を經由して認定申請を行い、関係省庁との正式協議の後、文化庁文化審議会文化財分科会(12月下旬に開催予定)において諮問され、答申を受けたのち、正式に認定となる予定です。

認定を受けた場合は、ただちに文化庁から報道提供され、ウェブサイトで認定市町村の公表、その後、市ウェブサイトにおいて計画書公開の運びとなります。



【富田林市公式ウェブサイト】

富田林市文化財保存活用地域計画の策定について

<https://www.city.tondabayashi.lg.jp/site/bunkazai/75050.html>

